

城東区の学校選択制について

学校選択制とは

大阪市立小学校および中学校では、お住まいの住所による通学区域によって通学する学校(以下、“通学区域校”といいます)を指定しています。(17~18ページ参照)

城東区の学校選択制は、小学校および中学校に入学する際の1回に限って、通学区域校以外の、区長が定める学校(以下、“選択可能校”といいます)からも選択できる制度です。正しい情報を収集して、学校選択を行っていただきますようお願いいたします。

城東区では平成27年度から導入しています。

⇒ 学校選択の対象者

令和8年度に、小学校または中学校に入学予定の城東区在住の方が対象になります。

⇒ 選択できる学校の範囲

小学校 …… 通学区域校に隣接する学校に就学を希望できます。(隣接区域選択制)
選択可能校は21ページの「隣接区域小学校一覧」をご参照ください。

中学校 …… 区内のすべての学校に就学を希望できます。(自由選択制)

小中一貫校 …… 77ページをご参照ください。

※ 小中一貫校以外は、城東区外の学校を選択することはできません。

⇒ 城東区の優先事項

通学区域校を希望された方は優先され、必ず入学できます。城東区においては、その他の優先事項はありません。また、選択した通学区域以外の学校に兄や姉が在籍する弟や妹が、兄姉が在籍する学校を希望する場合等の優先事項はありません。

⇒ 進学中学校

学校選択制を利用して通学区域校以外の小学校に入学・卒業しても、進学中学校は通学区域の市立中学校になります。通学区域校以外の中学校へ進学を希望される場合は、学校選択制により再度学校選択をしていただきますが、受入可能人数によっては抽選になります。

⇒ 選択制に際しての注意点 ※必ずご一読ください。

- 登校・下校の通学の安全確保は、保護者の責任になります。
- 国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、受験結果等によって、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載が無い場合につきましては、通学区域の学校が希望校として指定されることになります。
- 学校選択制において、異なる通学区域への転居や国立・私立学校等に入学が決定した場合等を除き、希望確定後の変更や入学の「辞退」はできません。また、通学区域校へ戻ることもできません。なお、入学後も同様に、特別な事由がある場合を除き、通学区域校への「転校」はできません。学校を選択する際は、慎重にお決めください。学校の開門時間や、いきいき・学童の時間についても、保護者が必ず事前に調べてください。

学校選択の方法

(1) 学校公開・学校説明会の実施

- 参加をご希望される場合、この「学校案内」を必ず持参してください。
- 具体的な日時については、小学校は22ページ、中学校は25ページをご覧ください。

(2) 「学校選択制希望調査票」の提出

- 小学校は 19～20ページ、中学校は 23～24ページ を参照ください。
- 施設一体型小中一貫校を希望される場合、必ず第1希望欄にご記入ください。
- 国立、私立を希望される方も希望調査票の提出は必ずお願いします。
また、受験結果によって、城東区の学校選択制で通学区域以外の学校を希望する場合は、希望する学校を記載してください。
- 提出期限内に「学校選択制希望調査票」を提出されなかった場合は、通学区域校への就学希望とみなします。

申請方法

① オンライン申請

(24時間いつでも申請可能／申請内容を確認できる)

※ご利用には「大阪市行政オンラインシステム」の利用者登録(無料)が必要です。

① 二次元コードを読み取る

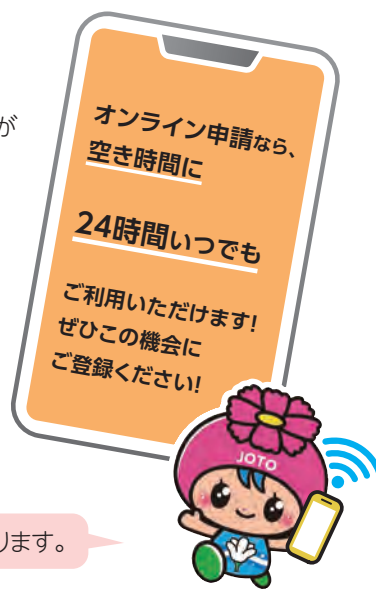
新小学生の方は
こちら



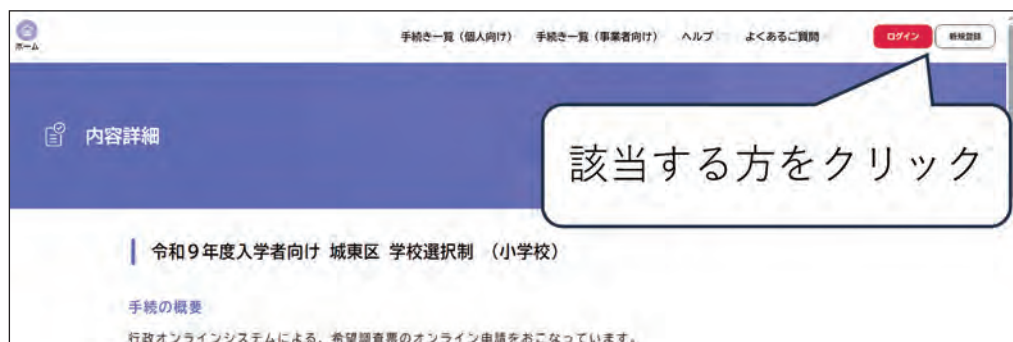
新中学生の方は
こちら



システムメンテナンスにより一時的にサービスを停止する場合があります。



② ログイン or 新規登録



③ 案内に沿って申請

② 郵送・窓口申請

- 「学校案内」と同封の「学校選択制希望調査票」に必要事項を記入し、ご提出ください。

《提出期限》 ① オンライン 令和8年10月30日(金) 締切

② 郵送・窓口持参 令和8年10月30日(金) 17時30分(郵送は必着)

《提出先》 城東区役所 1階 窓口サービス課 ⑭番窓口

(3) 希望調査結果の通知及び公表

10月30日(金)の希望調査票受付終了後、全対象者に「希望調査結果通知」とともに、「各学校の希望状況」を保護者宛てに転送不要郵便で送付します。(郵便物が、自宅へ届くよう事前に確認してください。)

また、「各学校の希望状況」は城東区ホームページでも公表します。

(4) 変更希望の受付・希望調査の最終結果の公表

- 選択希望の変更は、オンライン or 城東区役所1階⑭番窓口において1回変更することができます。また、変更期間終了後は、希望校の変更はできません。

- 変更期間： 令和 8 年11月13日（金）～ 19日（木）
- 受付方法： 行政オンラインシステムと窓口からの申請のみ
※ 送付・FAX・電子メール等では受け付けできません
- 受付窓口： 城東区役所 1階 窓口サービス課 ⑭番窓口

- 希望調査の変更手続き後の最終結果を12月上旬にホームページで公表します。

(5) 「抽選の実施に関するお知らせ」の送付

通学区域校以外の学校を選択希望された方に、「抽選の実施に関するお知らせ」を送付します。この「お知らせ」には、確定（抽選なし）または抽選（抽選番号も含む）が記載されています。

(6) 公開抽選の実施

- 通学区域校以外からの希望者数が各学校の受入可能人数を超える場合は、公開抽選により、各校の入学予定者および補欠順位を決定します。
- 通学区域校を希望された方は優先され、必ず就学できますので、抽選の対象にはなりません。
- 公開抽選は次のとおり開催します

抽選日時	令和 8 年12月8日（火）午前10時から
会 場	城東区役所 1 階 102 会議室

- 抽選は、各校ごとに選択希望者の抽選番号を基に行います。必ずしも会場に来ていただく必要はありません。また、来られなくても不利になることはありません。
- 各校の第1希望から順次抽選を行い、入学予定者を決定します。第3希望まで選択希望校の抽選から外れた方は、通学区域校が就学指定校となります。
- 抽選から外れた方を対象に、第1希望校の補欠者の抽選を行い、補欠順位の登録をします。第2希望校または第3希望校に決定した場合は、第1希望校の補欠登録はできません。
- 抽選結果は区のホームページに公表します。
- 電話での問い合わせにはお答えできません。

(7) 就学通知書の送付

- 12月末までに決定した就学指定校に基づいた就学通知書を発行し、すべての小中学校入学予定者に送付します。
- 抽選において補欠となった方には、「補欠番号通知書」をあわせてお送りします。
- 就学通知書の紛失等により、再発行を希望される方が毎年多くなっていますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

(8) 就学通知書送付後の辞退

- 就学通知書に記載された就学指定校は、転居や国立・私立の小中学校への入学等の特別な理由がある場合を除き、変更できません。
- 国立または私立の小中学校へ進学されるときは、必ず区役所の窓口にて、入学許可書証明書の原本(合格通知書は不可)を提出してください。

(9) 補欠登録者の繰上げについて

辞退などがあり受入枠に空きができた場合は、補欠登録者が順次繰り上がり、入学予定者となります。

よくある質問とその回答は 6 ～ 9 ページをご覧ください

お 願 い

国立・私立等へ入学される方は、必ず届出が必要です。

令和9年2月5日(金)(小学校)、2月12日(金)(中学校)までに下記へ必ず届け出て下さい。現在、国立・私立小学校へ就学している6年生の方も、中学校進学の際は届出が必要です。

国立・私立小中学校から発行される「入学許可書証明書の原本」(合格通知書は不可)を窓口サービス課⑭番窓口まで持参または送付してください。

抽選で補欠になった方が繰り上げ当選を待っていますので、ご協力をお願いします。

詳しくは で

城東区外へ引っ越しされる方は、事前に学校へ連絡が必要です。



問い合わせ先

城東区役所 窓口サービス課 ⑭番窓口
TEL : 06-6930-9087